

那 覇 市 教 育 委 員 会 会 議 録

平成22年度第3回（定例会）

署名人 城間 幹子

委員長 田端 温代

開催日時 平成22年5月6日（木）

開会 午前10時00分

閉会 午前11時30分

開催場所 那覇市教育委員会 第1会議室

出席委員 田端温代委員長、有銘寛之委員、金城真徳委員、
城間勝委員、城間幹子教育長

議 案

第4号 財産の取得（（仮称）新都心第2小学校用地）について

第5号 平成22年度 教科用図書浦添・那覇採択地区協議会委員の委嘱又は任命について

第6号 教育事務点検評価の対象事務の決定について

報 告

- ・ 給食についての確認書の実施について

出席職員

新城和範生涯学習部長、盛島明秀学校教育部長、佐久川馨生涯学習副部長

屋良朝秀学校教育副部長、東恩納隆栄総務課長、仲田恵司学校給食課長

宮城鶴夫施設課長、真玉橋晃学校教育課長、伊禮弘匡総務課副参事、宮良努学校給食課主査

諸見里隆施設課主査、玉城たかし施設課主査、當間千明総務課主査

新垣公子学校教育課指導主事

会議録作成 仲間稔総務課主査

田端委員長 ただいまから平成２２年度第３回教育委員会会議定例会を開催いたします。

本日の会議録署名は城間委員にお願いいたします。

では、報告「給食についての確認書の実施について」説明をお願いします。

盛島部長 報告

仲田課長 説明

田端委員長 質問、ご意見等ありましたら、よろしくお願いします。

城間委員 ４月から始まって、これまで学校からトラブルがあった等の話がありますか。

宮良主査 ４月末から学校に配布しまして、早い学校ではすでに保護者に渡っています。今のところ特に苦情等ございません。また、こちらの配布資料にも私ども学校給食課の連絡先を明記しておりますので、保護者等が内容についてわからない場合、こちらに問合せがくることになっておりますので、苦情等がありましたら、こちらで説明をしたいと考えております。

金城委員 このように確認書を取っても、それでも支払いをしない子ども達がいると思いますが、この場合の対応はどのように考えていますか。

宮良主査 現在も未納対策ということで各学校が保護者に対して納付のお願いをしています。今回の確認書を併せて、納付についても一層強化していこうということになります。現在やっている納付のお願い、それからその指導、督促を更に丁寧に強化していく予定です。

田端委員長 よろしいでしょうか。では、現在の未納付率はどの程度でしょうか。

仲田課長 平成２１年度については、徴収率は９７．５％、従いまして未納率２．５％になりまして、金額に換算しますと、約３，８００万円となっております。

城間教育長 前年度と比較しますと、平成２１年度は徴収率が上がっております。

田端委員長 ありがとうございます。それともう一つ。皆さんが直接努力されてきた訳ですか。未納の人に直接する専門の職員はいらっしゃる訳ですか。教育委員会の皆さんご自身が直接的に保護者と関わって、納付率を上げていかれたのでしょうか。

仲田課長 現行としまして、学校長が責任をもって徴収業務をすることとなっております。これまで学校現場で任せてきましたが、現場から教育委員会も、という要請もありましたので、先ほど申し上げた確認書の対応を行います。今のところは特に事務局で電話作戦をしたり、徴収する特殊な人たちを雇用してやっていくことは実現はしていません。

盛島部長 学校にいた時の話ですが、３ヶ月以上滞納がある場合は学校から連絡をして督促をしますが、それでも守ってくれない方については、校長から面談の依頼を出して、直接学校に来ていただいて面談をして納付してもらう、というケースもあります。私も昨年は直接面談いたしました。それぞれの事情があるのはその中で感じました。ある方は塾に通わせるために給食費を後回しにしているケースもありましたが、これについては厳しく対応し、先に給食費を納めてもらうこともありました。

田端委員長 ありがとうございます。他に質問ありますでしょうか。

有銘委員 これは誓約書に代わるものと認識していますが、確認書は誓約書の代替策なのか。それとも確認書で共通認識して、次のステップで誓約書ということになるのか。

宮良主査 まずこの確認書を実施したうえで、状況に応じて誓約書的なものに検討課題としていきたいと考えております。

田端委員長 ありがとうございます。以上でよろしいでしょうか。

「給食についての確認書の実施について」の報告を了承したいと思います。

では、次に進めたいと思います。次は、議案第4号「財産の取得（（仮称）新都心第2小学校用地）について」提案を受けたいと思います。

新城部長 提案

宮城課長 説明

田端委員長 ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

金城委員 これは銘苅小学校の在籍数がいっぱいになって、それで新しく開校するわけです。資料で地積が6番までありますが、評価額は出なくて、全部坪単価ですか。

宮城課長 全体の面積の購入は一括の取扱いです。これは土地開発公社の先行取得したものを那覇市が買い取っています。

田端委員長 よろしいですか。他に何か。

金城委員 那覇市の管財課が所有する財産というのは、土地開発公社の所有する財産です。土地開発公社の方から那覇市が買うわけです。那覇市の管財課のものは、そのままお金の流通というのは全然ないのですか。

宮城課長 これは現在、那覇市の土地になっておりますので、購入することはありません。現在、那覇市所有の土地になっております。

金城委員 土地開発公社、これは。

玉城主査 管財課が持っているものについては、元々那覇市の持っていた土地が区画整理によって換地されたものです。それについては、いま管財課が持っている形になりますが、移管という形で、つまり所有を管財課の方から施設課の方に移すという形の方法になります。お金のやり取りはありません。購入予定の部分については、元々各区に土地があったものを那覇市が公社の方に依頼して、先にお買い上げください、学校用地としてやりますからということで、依頼した上で買わせております。その土地が何筆かあると思いますが、それがまた区画整理によって、その6筆の土地にまとまっております。ですから、単価についても、まとまった形になります。

田端委員長 よろしいですか。では少しお聞きしたいというか、感想ですが、3ページの地図を見ますと、第2小学校の大きさと、それから泊小学校の敷地の大きさを比べますと、この泊小学校もなんとかしていただきたいと思いました。やはり将来的にいろいろ考えていかなければ校区を選定するにあたって、大変大きな問題かと一つは考えます。それから、もう一つ。例えば私ども建築屋さんであるとか、設計士さんが何か建物を

建てるときに、例えば、この建物は「自然の中に息づく建物」であるとか、「風が通る建物」とか、そういうキャッチコピーをしながら建物を建てていく、夢が広がっていくといえますか、そういうことを合意しながら建物を建てていくということがあるんですが、学校の場合は、こういう文言はみられないですね。例えば「学校の中を小川が流れる学校」であるとか、少しメッセージ性をもったようなことに取り組んでいただくと、きっとそこに行く子供たちも、父兄の皆さんも将来的な夢がもてるのではないかなと思っております。これは私の気持ちですが、建物を造るときはそういう風にしていこうと思っていますけれども、今までこういう経緯がなかったのかなと思っております。

金城委員 本部中学校の学校視察に行きましたら、本部中学校の校内に小川が流れているんですね、あれはすばらしかったです。やはりああいう風なこともいいなと思いましたし、また、体育館にしろ、校舎にしろ、やはり父兄から考えると、隠れ家にならないような場所、すぐ見えるような、子供たちがたまらないような場所、こういったものも必要だと思うし、そして体育館でも新築からすぐ雨漏りするとか、こういうのも現にありますので、そういったことがないように学校だけではなくて、やはりそういった対策も考えた方がいいのではないかと思います。

宮城課長 現在、設計の最中ですが、今おっしゃったように基本的には環境に優しい学校であったり、そういう建物の周りの内部の環境も含めて子供たちが自然の中でいられるような形にできるだけもっていきたいと思います。土地の面積も限られていますので、どこまでできるかということはあるんですが、基本的には環境に優しく、今回、特に新設校でございますので、一から子供たちを作り上げていくという意味では、自分たちで第1期生として作り上げていくんだ、というふうな子供たちの思い出に残るような、また、愛着がもてるような学校にしたいなと思っております。いろいろやりたいことはありますが、キャッチコピーとしての段階ではございませんので、次、議案として出すまでにはご提案させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

新城部長 委員長のおっしゃるキャッチコピーというイメージではないですが、実は、この新しい学校の特徴の一つには、保育所を分けて形成させるということがあります。これまでにない那覇市の学校としてのスタートだということです。

城間委員 新設校の1年目から勤務した経験があります。形から素晴らしいアイディアといいたましょうか、設計士が考えたアイディアとは十分わかって入っていましたが、光がいっぱい入り、大変明るかったのですが、その反面、1年目から雨が入ってきました。施工技術がそこまで伴わなかったのかどうかわかりませんが、設計図の通り、うまくできなかったということなのでしょう。同時に光が入るのはいいのですが、講演会などする時に、体育館は屋内運動場だけではなくて、講演会とか、PTAの集まりとか、学年会やる時に、暑くて暑くてしょうがないです。それも金銭的な問題があったのでしょうけど、上をカバーできるようなものが入っていませんでしたので、まともに光

が入って暑くてたまらないということもあって、おそらく課長がおっしゃっていましたが、その建物が学校としてふさわしいような中身といいましょうか、いろんなところから意見を聞いて造っていると思いますが、最終的に学校は先生方や学校長が管理運営していきますので、わからない部分があったりします。学校長経験者や、いろいろな方々の意見を聞いて、これもある意味、満足できるのは難しいと思いますけれども、できればたくさんの意見を聞いて、最終的に先生方、PTA、管理職が非常に運営しやすいような、死角も無くして、こういう活用の仕方が100%満足するというのは難しいかもしれませんが、ぜひそういうことをお願いしたい。勿論やっていると思いますけれども。1年目に雨が入ってきて、光が入ってきて、いろいろありましたので、経験から申し上げておきます。以上です。

田端委員長　最後に一つだけですが、学校にお伺いして非常に思うことは、職員室が非常に汚いということです。本当に職員室だけはもうちょっときれいにできないかなと、ちょっと苦言ですが、できることならオープンな職員室もいかがなものかと思います。学校の子供たちに身の回りをきれいにしなさい、と毎日先生方は言いますが、では職員室はいかがなものだろうかと。そしてせっかく廊下から職員室を覗いて、僕の先生はいかなと覗けるにもかかわらず、カギをかけて塞いでしまっているという現状に対しては、やはり私たち地域に住む者としては少し考えていただきたいと思いますし、やはり校長先生は職員室をきれいにすることを心がけていただきたい。2年間、学校を回り痛切に感じることです。ぜひ、ご努力、検討していただきたいと思います。以上、申し出になります。

有銘委員　質問ではなくて教えていただきたいのですが、今回の土地は公社からの取得になると思いますが、先程のお話を聞いていると、この土地を含めてか、どうかわかりませんが、所管は別として、換地処分で那覇市の所有になっているということを常に認識はしていますが、今回、該当するものを一旦、公社が先行取得されるというのは、これは制度上そうしないといけない、それともそうする特別な理由があったのか。例えば、資金の問題とか。隣の土地は元々那覇市の土地だったので、今回の土地は元々那覇市の土地だったという認識をしています。違っていれば教えていただきたい。元々、公社の前はどこが所有していた土地だったのですか。

玉城主査　元々公社というのは、土地が過去の米ドル時代はどんどん上がっていったことがあります。土地がどんどん上がっていくものですから、その上がっていく土地に対して、どうしても毎年予算をつけて買うというのが簡単にできませんでした。そうすると、先行取得すれば、その当時の場合であれば銀行からお金を借りて、その部分を購入できるといふ当時の事情がありました。そういった事情がありまして、どんどん買っていったところが、平成になるとそういった手法は使えないということで、現在は公社の先行取得はやっておりません。過去の統制されていた時代に生まれたという制度と考えると。ですから、公社の方に那覇市が依頼をして公共用地を買うという形で

行ったものですから、依頼したものには、当然、那覇市が購入するという約束でやっていますので、当然買い取らなければならないと、そういう形の今回の土地の購入ということであります。

有銘委員 公社の機能としては、なるほどと思います。元々は那覇市の土地だったのではないですか。

玉城主査 資料で1番から6番までの土地につきましては元々那覇市の土地ではなくて、公社の方が民有地の方を購入した。それを買ったものが結果として、この6筆に集約されたということです。

有銘委員 元々民有地だったので、そこを市の依頼を受けて先に先行取得して、機能として用地買収の交渉等々を含めて公社が先におさえたわけですね。

田端委員長 他にご質問ありますか。よろしいですか。

では、議案第4号「財産の取得（（仮称）新都心第2小学校用地）について」原案どおり決定してよろしいですか。

全 員 異議なし。

田端委員長 続きまして、議案第5号「平成22年度教科用図書浦添・那覇採択地区協議会委員の委嘱又は任命について」学校教育課より議案説明をお願いします。

盛島部長 提案

真玉橋課長 説明

田端委員長 これについて質問等々ございましたら、お願いいたします。

金城委員 教科書の交換時期というのは何年間ですか。

真玉橋課長 4年でございます。特に次年度は、新学習指導要領、小学校実施に伴いましての新しい教科用図書の導入もございます。

金城委員 これは小中学校ですか。

真玉橋課長 いいえ、中学校は平成24年度からです。

城間教育長 中学校の場合は、来年度このような採択となります。

金城委員 これは全部違うのですか。国語、社会、算数、理科も。

城間教育長 新学習指導要領、文部科学省の方から内容が少しずつ変わっています。理科であるとか、数学であるとか、学習の内容が変わり、分量が変わったりで、それに沿った教科書ですので全教科、これは微妙に違ってくるということです。具体的には今どうこうとは申し上げられません。

金城委員 その委員の先生方は、教科の方を、これがいい、これがいいというふうに変換される訳ですか。

真玉橋課長 資料の一番最後の6ページの方に、協議会の基に各教科の研究委員会というのを設けます。これは浦添、那覇地区、合同でやりますので、資料に載っているような割り振りをして、その中で多くの教科書に目を通していただく、それを研究してもらって研究したものを協議会にあげて、そこで協議して決定します。一応そういう段取りと

なっております。

金城委員 ということは、大東島とか、久米島とか、ああいったところの委員も本来入るべきではないのですか。

真玉橋課長 確かに教育事務所管内であればですが、これは浦添の管轄事務で、向こうは島尻地区の協議会なのです。

城間教育長 教育区というのが行政区と微妙に違うんです。教科書選択は、それに従って那覇・浦添でやりますが、同じように伊是名島、伊平屋島は全部島尻に統一されるんです。国頭地区、中頭地区というふうにあります、島尻も島尻地区で一つの教科書を選択します。ですから、同じ那覇教育事務所館内でも那覇・浦添は一つですが、大東島や久米島とは、また教科書が変わるということはあるわけです。

金城委員 各地区でそういった会議が持たれるという訳ですね。

田端委員長 他に質問等ありましたらお願いします。

有銘委員 協議会の規約を見ますと、重要なのは3条と7条だと思っています。その協議会の目的というのが7条で教科書の選択まで、選択案を出すと、最終的に那覇であれば那覇の教育委員会に諮るというような位置付けだと思うのですが、実質的にはおそらく各科目ごとでの専門の先生が居りますので、実質的にはおそらく6ページの各科目ごとで国語は国語、社会は社会、それぞれの科目単位で教科書の選択といいたいでしょうか、答申が行われると思いますが、その協議会全体、各科目ごとでもいいですが、こういう理由で選択したという端的に言えば議事の内容というのは第三者等に公開する義務が有るのか無いのか。そういうところまで求められてないのか。こういう教科書は不適切とか、これは科目ごとに関してなのか、それは協議会全体としてなのか。いわゆる選択の基準というのが協議会の規約の中にはないので、もっと下の実施のレベルでそういうルールがあると思っていますが、それを確認したいと思います。

真玉橋課長 それについては確認されておりましたが、ただあらゆる教科書を関所に招き挙げてもらって、そしてこれを先程言いました研究委員会の方で推薦しますと、そこでの決定ではありませんし、そして協議会の方にきちんとしたプレゼンテーションを行っております。その協議会の方で教科書を決めていくという段取りになっておりますので、その辺につきましては変更したような内容なのか、そういうものも兼合いと思っております。ただ、その議事内容の公開等につきましては、私ども確認できておりませんので、これを確認したいと思います。

盛島部長 作業委員会というのは非公開で行われますので、秘密というのは守らないといけない。今はちょっと公開できませんが、さっきプレゼンテーションする時には、この教科書はこの部分がいいよ、という風にきちんとしたコメントを載せながらプレゼンテーションしますので、その時にはなぜこれを選んだかという理由をちゃんと入れてもらいます。

田端委員長 そのプレゼンテーションは公開ではないのですか。

- 新垣指導主事 プレゼンについては公開ではありませんが、採択につきましては教科書展示ということがあります。
- 城間教育長 協議会委員の氏名についても非公開となっています。
- 城間委員 教科別専門委員については、事務局が選んだ人選ですから間違いはないと思います。ただ、私は保健体育の出身なので気になりますが、保体の人数が浦添と合わせて2名でした。あとは3名や4名とありますけれども、その体育の委員がしたたか優秀でということなのか、あるいは体育の分量が少ないから2名でということなのか。音楽などは4名いて、体育が2名、その差についての理由を教えてください。
- 盛島部長 教科書会社の数が少ない、内容が比較的全体としては少ない、そういうことで人数の配分がありますので、例えば国語や算数、理科については、かなりの数の教科書会社が出てきていますので、これを全部目を通すのはそれなりの人数が必要だと思います。仕事量と人数についての配分でこのように決まってくると思います。
- 金城委員 小学校の3年生に副読本があります。副読本はこういったのには入らないわけですか。各小学校単位に副読本が有る学校もあれば、無い学校もあるということになると、これはPTAか、その他の何かで副読本を新しく記念誌みたいに作るとか、そういったことなどの指導をなさっているのでしょうか。
- 新垣指導主事 副読本を活用する学校は、その学校の先生方が決めています。小学校においては、体育、それから道徳についても副読本を活用しております。体育の方におきましては、学習指導要領の指導内容から学年が2カ年単位で指導内容となっておりますので、2年継続して使うということで、その副読本をPRの形で活用する学校もあります。
- 盛島部長 副読本については、小学校できちんとした形で副読本を活用しているのは道徳の時間。これについては各学校、ほとんど副読本を活用しています。ただ、これがどの教材を使うかというのは、それぞれの学校に判断を任せております。これは教育委員会とは直接の関わりはありません。副読本としては、私たち那覇市が出版している「私たちの那覇市」という社会科、これは3、4年生一緒です。これは那覇市教育委員会がそれぞれの子供たちに無料で提供しています。今しっかり活用されているのは、この二つだと思います。あとはほとんど資料程度ですので、副読本という呼び方ができないと思います。
- 金城委員 各学校で作られている学校も結構あるのではないですか。
- 盛島部長 おそらく作っているのは副読本という呼び方はできないと思われます。これはおそらく参考資料、そういうことになると思います。
- 金城委員 ほとんどが地域紹介とか、わが町の状態とか、こういった副読本を使っているのでしょうか。
- 盛島部長 それはおそらく指導資料、あるいは資料教材という形になるのではないのでしょうか。副読本というのは、ほとんど教科書に使える教材と思いますので、それが例えば道徳で使っている副読本で、私たち那覇市が出版している「私たちの那覇市」です。それ

は授業の中できちんと時間を取って、例えば道徳の場合にも週1回は行って、そこで活用しております。

田端委員長 城間委員の保体は2人でいいのかなという、これに引っかかりましたけれども、那覇市の小学校も浦添市の小学校も、これでいくと同じ教科書を使うということになるのですか。そうすると、保健体育の2人の先生だけでもって決めていくという感じがすね。もしかしたら那覇市と浦添市が別々の教科書であった場合には、1人が全部を決めてしまうのは大変な負担だなと思ったものですから、少なくとも2人で相談しながらということに理解してよろしいですか。

盛島部長 はい、そのとおりでございます。

田端委員長 では、2人でもってということで分かりました。

城間教育長 研究委員会に挙げたものが協議委員会ということで挙がっていきますね。ですから、協議委員会の総意で決定したということに最終的にはなりますので、そのようなご心配は不要かと思えます。

田端委員長 よろしいでしょうか。では、第5号議案「平成22年度教科用図書浦添・那覇採択地区協議会委員の委嘱又は任命について」原案のとおり決定してよろしいですか。

全 員 異議なし

田端委員長 では次に進めたいと思います。次は議案第6号「教育事務点検評価の対象事務の決定について」説明をお願いします。

新城部長 提案。

東恩納課長 説明。

田端委員長 これにつきましてご質問、ご意見ございましたらお願いします。

金城委員 各学校でも先生方独自の外部評価、それからPTAからの外部評価など提案して説明が行われておりますが、これは教育委員会の職員の皆さん方の自己評価の状況、そして外部からの評価も含めてマーキングで示しているわけですか。

東恩納課長 教育委員会が行っている主な事業の進捗状況です。これは前年度事業の結果の評価でございます。今年度やるのは平成21年度で実施した事業、その結果のどうであったかということを平成22年度の大体6月か7月に行って、9月議会に報告となっております。ですから、実施結果の報告となっていて、教育委員会議でもって内部評価を行って、それに外部評価も加味してある状況になっております。

金城委員 その中で教育委員会議というのが10番目にありますけど、その方も5ページの一番下の方で、評価はAということになってしまうのですか。

新城部長 この事務事業評価という制度なんですけど、これがどうしてこのような形で記されているかということが課長から説明ありましたが、これは北海道のある教育行政、教育現場でいろいろ不祥事が生じた時に、出すべき情報を整理せずにいつの間にか不安な形で進行していった、そういった中で教育委員会行政そのものの評価が問われたという経過でございます。そういった中で法律が改正されて、教育委員会、教育行政で進

めている仕事が、果たしてどんなものであろうか。それがどういった成果を果たしているのだろう。そういった評価をすべきではないか、という話になって、それがあ意味では教育委員会の責任体制の明確化ということになってくると思います。そういった中で各事務事業をあげて、それをこういう形で点検評価をして、それから議会に報告するわけです。議会は議会でそれを受けてどのような形でこれを処理するか、これは議会サイドの問題になってくるのですが、それを経ての市民への公表をします。これはインターネット、ホームページ等で市民へ公表するということ、そういった意味では透明性の確保を図ろうということです。そういったことからすると、これは教育行政のある意味ではガバメントというんでしょうか。今回、教育行政の体質がいかなるものであろうかと、それぞれの形で教育行政の効率を上げていこうかというようなことにつなげていると思います。そういった中で個々の事業をあげているわけです。そういった中で教育委員会そのものをどう評価するかということは、これはいわゆる教育委員会という会議の運営でどのように協議し、教育行政に反映されているかというようなことまではさすがに求めています。個々の事務事業そのものを評価していただいたと、そういった中で総体として教育委員会がどうなのかということにつながってくると思いますが、教育委員会議そのものがどのような形になっていることまでは評価云々ということではありません。

城間委員
新城部長

これは当然、一般行政部局、市長部局でもそういう形をやっているわけですか。
先程紹介もありましたが、法律の条項も7ページに掲げてありますけれども、これは教育に関する事務の管理執行の点検評価ということで、教育行政に係る特別な制度というふうに理解していただければいいと思います。

城間委員

単独でやっていたのかわかりませんが、県にいる頃に費用対効果ということをよく言われましたが、毎年毎年、何パーセント支持に従いなさい。そういうしたたか進んでいる県の担当者が来て説明して、こういうものを作らされて、その中で全部はできないので、その中でピックアップして、いくつかの事業を説明して、これについてはだめだと、仕分け作業みたいな感じでなっていましたけれども、そういうことはこれとは別に市長部局などがやっているのでしょうか。

東恩納課長

事務事業評価という制度が以前ありまして、このシートは少し似てはいるんですけども、以前やっておりまして、それは4、5年前に、あまり有効的に使われなかったということもありまして、今は停止状態になっています。その後は、平成18年度ぐらいから教育委員会の事務事業はどういうことをやっているの、というのを説明責任を果たしなさい、ということが言われてきまして、各教育委員会いろんな方法で事務事業評価をやって、この評価の方法も、実は、こうやりなさいというのが示されてなくて、工夫しながら各委員会が実施をしているということで、那覇市の場合は、以前、事務事業評価をやっていたこともあって、その頃のシートを少しベースとしまして、あるいはもうちょっとわかりやすいような形で改良して、平成20年度からこう

いう形で改良したのを使っています。これもいろんなホームページ等で公開されていますので、いろんなやり方で各教育委員会、市民に対し、こういう事業をやっているよ、という形で広く知らしめているという形があります。

城間委員　この評価の仕方の仕組みといいたいでしょうか、試行錯誤しながら、どんどん変えてくる可能性もあるということ、この点検表と一緒に、やり方を変えていく可能性もあるわけですね。これにはこういうものがないんだとか、もっともっと別の方法はないのか。本市があげた教育行政にかかわる部分は、どうなっているかわかりませんということで、このやり方を変えていく方法もあり得るということでしょうか。

東恩納課長　文科省の方でも、こういう形でやりなさいという形は示していませんので、実際に各教育委員会いろんな工夫をして市民に事業説明を行うという形が行われます。那覇市の教育委員会の場合、今年度で3回目の評価になりますので、一定行った後にまた新しい良い評価のあり方はないのかと思ってチェックを行い、その時代にあったように内容のチェック方法も、当然いい方法を模索しないといけないという流れになっています。

城間委員　私が申し上げたいのは、委員会の職員の方々、日常の自分の業務をいくつか持っていて、その中でこういうものをさらにやっていくというのは、相当な数的に負担ではないのかなということで、もっと簡素化といいたいでしょうか、これは大変な作業だと思います。ベストではないかも知れませんが、もっと簡素化できるような方法をやらないと、日頃の事業をしながら、あれもしながら、これもしながら、さらにこういうものを準備していくという、前にも申し上げましたが、スクラップアンドビルドと言いながら、ビルド、ビルド、ビルドとスクラップすることをせず、立ち上げばかりやってきて、仕事がどんどん増えていくとなると、職員の方、大変ではないかなということで、気を抜けという意味ではなくて、もっと簡単にできる方法はないのか、自分たちの首を絞めて、命を縮めてまでも頑張っているふうな行政になっていくのではないのでしょうか。

新城部長　資料の8ページをお願いします。教育事務点検評価の流れ、この流れを見たときにこの制度の特徴がどこにあるかということだと思いますが、一つには一番上の方に那覇市教育委員事務点検評価委員会というのがございます。これは外部評価委員会なんです。いわゆる教育行政に関わるものということではなくて、外部の方に指摘をしていただきます。それから最終的には議会に提出いたします。その次に市民への公表ということです。そういったことをなぜやるかということが、先程申し上げましたように、いま教育行政のあり方についてのある意味では不信感みたいなものがあつたのかもしれません。そういったことをいかに改善していくか、改めていくかという中で、立ち上がったのがこの制度。しかも法律でもってやりなさいということですから、義務的にやらざるを得ないということです。これは委員がおっしゃるとおり、果たしてこれがそのような効果をもたらすかということは、今のところ困難なところがあると

我々も実感しております。例えば議会の方には報告しますが、議会サイドからどのような形でリアクションが出てくるのかということがありましたので、例えば、この事業の評価を見た限り、こうだということの議会での質疑がありますし、また別な形で来ているということもありますし、ですから、そういった中で、それぞれの観点で今後どのように運営をしていくかということは確かに課題ではありますが、今のところは出さざるを得ないということが状況だと思います。

有銘委員

事務点検評価に関しての効果に関して測定しにくいところがあると思いますが、その時に申し上げたことは、少なからず説明責任を果たすという意味において、第三者的な視点を持った評価委員という外部の方に、一般市民の代表として見てもらうのが、そこがスタートであり、逆に言うとそこが終わりでもあるのか、結果に関しては非常に評価は難しいところもあると思います。資料の8ページにもいろいろその妥当性とか、有効性とか、評価の指標について、本当にこの指標でいいのかというのがありますが、点数のつけ方も、どうしてもこれは絶対評価ではなくて、相対評価にしかならざるを得ないということがありますので、それに対して文句なり、けちをつけることはいくらでもできますが、要は先程の説明にありました、法律として決まっている以上、説明責任という意味において継続していかないといけない。先程もありました、それを継続するためには事業として対象事業、双方の負担にならないように可能な限り限定していくべきのが今後の継続という意味で望ましいというお話がありまして、2年ぐらい前の話でも事業が多すぎるのでは、という話もありましたが、今回これで落ち着いていると思いますので、今後おそらく経験を踏まえていくことによって、どんどん評価の体制も進化していくと思いますので、これはこれで良いと思っております。A3のページにもありましたけれども、基本的には外部評価ですので、外部評価委員の意見を反映させるべきだということを申し上げてきましたが、A3のページを見ましてもアンケートという評価委員の希望を最終的に対象になっているか、ということに関して言えば、ほぼ評価委員のアンケートの意向に沿った形で事業の選定が行われるという意味においては、事業としての客観性というか、評価としての仕組みというのは出来上がっているのかなと思っておりますので、この意味において非常にいい仕組みになっているのではないのかなと思っています。これが今後、教育だけではなくて、他の行政分野、交付金が入っている分については、おそらく同様な評価の仕組みが求められてくると思いますから、その意味では教育事務点検のあり方というのは他の行政に対する評価の先を行っているといいたいでしょうか、先行事例になるという意味では非常に有意義であるのかなと思っております。特に重ねてですけれども、今回の事業の選定につきましては評価委員の方の意向がほぼそのまま取り入れられているという点において、非常にいい選定の仕方ではないのかなと思っております。また、評価もそれぞれ評価委員の見識に委ねるしかないもので、個人的には非常にいい提案ではないのかなと思っております。これは一般の意見です。

盛島部長 委員がおっしゃいましたように、学校関係者評価、あるいは外部評価というのを取り入れて、内部の方々の意見を大事にしながら学校教育をするというのは、わりと普通の形になっていくと思いますので、その方が学校もかなり意識を高めます。実質評価の具体化というのは必要だと思います。そういう意味では外部の意見を聞きながら、この事業はどうだったかということをしっかり評価していただくという意味では、実施する側も主管課の担当するメンバーも含めて高い意識を持っていると思いますので、やっぱり評価されるということは非常に重要な要素だと思います。そういう意味ではこの事業は今後さらに有望になっていくのではないかと思います。

田端委員長 ありがとうございます。願わくば、たくさんの人の目に触れるようなシステムづくりが大事かと思います。私の感想としまして、実は4ページの中に補助金、那覇市青少年健全育成市民会議であるとか、プロジェクト未来那覇の補助金の項目があるのですが、実はPTAの活動なんですが、PTAは社会教育団体でありまして、やはり社会教育部門の皆さんが少し指導したりということが大きな要件になるかと思うのですが、いま学校の様子を見てますと、何か頑張っているらしいけれども、それが果たして社会教育的なのかどうかというところが少し欠けているような気がします。こういうところに少し今年でなくても来年、PTAに対するどういう関わりをもって、どういうふうな保護者に対するお互いの学び合いの場であったり、家庭教育も含めてということを少し検証していただけると、また違った意味で生きてくるのではないかと思います。これは私個人の感想です。でも、いよいよその時期になったかなと、ご苦労さんですねという気持ちでいっぱいの評価シートでございます。

では、議案第6号「教育事務点検評価の対象事務の決定について」原案どおり決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし

田端委員長 以上もちまして、平成22年度第3回教育委員会議を終了します。